

京都市特別会計条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第47号

京都市特別会計条例の一部を改正する条例

京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則第3号の2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前における定額給付金給付事業特別会計に係る歳入歳出の出納については、平成22年5月31日までの間は、なお従前の例による。

(行財政局財政部財政課)

京都市特別会計条例の一部を改正する条例（平成22年3月26日京都市条例第47号）（行財政局財政部財政課）

国の補助金を財源として本市が行う定額給付金の給付に係る事業の終了に伴い、定額給付金給付事業特別会計を廃止することとしました。

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。